

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科教員資格再審査規則

平成 12 年 9 月 1 日
連合農学研究科規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）教員（専任の教授を除く。）の資格再審査に関する必要な事項を定めるものとする。

(資格の再審査)

第 2 条 連合農学研究科の教育・研究水準の維持等のため、原則として 5 年ごとに主指導教員資格者及び指導教員資格者（以下「有資格教員」という。）の資格再審査を行うものとする。

2 資格の判定に当たっては、連合農学研究科教員の資格判定に関する基準（平成 2 年連合農学研究科要項等第 4 号）及び教育研究指導等への協力を行う機関の職員の連合農学研究科教員候補者の資格判定に関する基準（平成 23 年連合農学研究科要項等第 1 号）に準じ、実施するものとする。

第 3 条 連合農学研究科長は、前条に規定する審査を行うため資格再審査委員会を置く。

(資格再審査委員会の任務)

第 4 条 資格再審査委員会は、有資格教員から提出された次に掲げる資料に基づき、再審査を行う。

(1) 教員調書（再審査用）（別紙様式第 1 号）

(2) 論文別刷

(資格再審査委員会の組織及び運営)

第 5 条 資格再審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 連合農学研究科長

(2) 連合農学副研究科長

(3) 研究科委員会規則第 2 条第 1 項第 3 号に規定する委員

2 連合農学研究科長が必要と認めるときは、主指導教員資格者（准教授を除く）を委員に加えることができる。

第 6 条 資格再審査委員会に委員長を置き、連合農学研究科長をもって充てる。

2 委員長は、資格再審査委員会を招集し、その議長となる。

第 7 条 資格再審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(合否の判定及び通知)

第 8 条 連合農学研究科長は、資格再審査委員会で審査された有資格教員について合否の判定を行うものとする。

2 連合農学研究科長は、前項の判定結果を鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科長、島根大学大学院自然科学研究科長及び山口大学大学院創成科学研究科長に通知するものとする。

(資格の喪失)

第 9 条 前条の規定により引き続き連合農学研究科教員の資格を有することとなった者が、修士（博士前期）課程における指導教員の資格を有しなくなったときは、その時点で連合農学研究科教員の資格は喪失するものとする。

2 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科における農学専攻長及び国際乾燥地科学専攻長、島根大学大学院自然科学研究科長並びに山口大学大学院創成科学研究科長（ただし、島根大学大学院及び山口大学大学院において、当該研究科長が農学系学域所属の教員でない場合は、それぞれ農学系学域所属の副研究科長とする。）は、前項の規定により資格を喪失する教員があるときは、速やかに連合農学研究科長にその旨を連絡するものとする。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、連合農学研究科教員の資格再審査に関し必要な事項は、連合農学研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年2月18日連合農学研究科規則第1号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日連合農学研究科規則第4号）
この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年8月26日連合農学研究科規則第3号）
この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年2月17日連合農学研究科規則第1号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日連合農学研究科規則第4号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月17日連合農学研究科規則第2号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月16日連合農学研究科規則第4号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月18日連合農学研究科規則第2号）
この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和7年8月22日連合農学研究科規則第5号）
この規則は、令和8年4月1日から施行する。